

2012 年度私大関係予算の文科省概算要求についての見解 概算要求の満額実現を求めます

2011 年 11 月 9 日

東京私大教連中央執行委員会

1. 私立大学等経常費補助について文科省概算要求どおり満額実現することを強く求めます

文部科学省（以下「文科省」という）は、2012 年度予算の概算要求における私立大学等経常費補助（以下「私大経常費補助」という）について、3299 億 82 百万円（対前年度比 90 億 6 千万円増）ほかに東日本大震災・原発事故に関わる「復旧・復興対策経費」として 74 億 6 千万円、合わせて 3374 億 42 百万円（同 165 億 2 千万円増）を計上しました。一般補助と特別補助の内訳では、一般補助が 2822 億 98 百万円（対前年度比 11 億 29 百万円増）特別補助が「復旧・復興対策経費」を含め 551 億 44 百万円（同 153 億 91 百万円増）となっています。

私大経常費補助は、1981 年度以降、大幅に減額されてきました。近年では、2007 年度以降、3 年にわたり対前年度 1%（約 30 億円）ずつ削減され、2011 年度も対前年度比で約 13 億円が削減されました。2011 年度の私大経常費補助は、2006 年度と比べて 103 億円以上も削減されたこととなります。一方、私立大学（短期大学を含む。以下同じ）に通う学生は、2006 年度と比較すれば 2010 年度では約 1 万 9 千名増加しています。したがって、学生一人当たりの交付額は減少し続けており、2006 年度からの減少額約 103 億円は、学生約 7 万人分にも相当する規模です。こうした経緯を顧みれば、最低でも概算要求どおりに予算化することが必要不可欠です。

しかし、「復旧・復興対策経費」を除く私大経常費補助 3299 億 82 百万円のうち 154 億 6 千万円は、野田政権が 2012 年度予算編成方針において打ち出した特別枠「日本再生重点化措置」での要求です。この特別枠は、新成長戦略や人材育成などの 4 分野に予算を重点配分するもので、野田首相を議長とする政府・与党会議が各省庁からの要求を査定して決定するとされています。野田政権が前提とする特別枠の予算は 7 千億円規模ですが、各省庁からの要望額の合計は 1.9 兆円にも達しています。すなわち、政府・与党会議における安易な査定によって、154.6 億円の要求額のうち 90.6 億円以下しか措置されず、「復旧・復興対策経費」を別とした私大経常費補助が、総額で再び削減となる可能性がきわめて大きいと予想されます。文科省が、本来重視すべきであった基盤経費である一般補助の増額要求を 11.3 億円にとどめ、154.6 億円もの額を特別枠での要求に回したことから、私大経常費補助はまたしても削減される危険にさらされています。

私立大学等の経常的経費に対する補助の割合は、最高時の 29.5%（1980 年度）から低下の一途をたどり、現在では 10.6%（2011 年度）にまで落ち込んでいます。私大助成の貧困は、私立大学の教育・研究の質の維持向上を妨げ、地方・中小規模私大を存続が左右されるほどの経営悪化に追い込み、教育の機会均等を著しく侵害しています。他方、国立大学法人運営費交付金は 1 兆 1528 億円（2011 年度）と、両者には約 3.6 倍ものひらきがあります。私立大学・国立大学は、ともに教育基本法、学校教育法の適用を受け、大学設置基準に基づいて認可された学校という点で何ら違いはなく、設置者の違いによるこうした異常な格差は早急に是正されるべきです。

私たちは、こうした立場から、2012 年度文科省概算要求の私立大学等経常費補助について、一

般補助や「復旧・復興対策経費」はもとより、特別枠の対象となっている特別補助についても、満額実現することを強く要求するものです。

2. 「授業料減免等への支援」における私立・国立の格差を拡大する要求に強く抗議します

文科省は2012年度予算の概算要求で、私立大学が実施している経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免などの事業に対する支援について、私大経常費補助の特別補助において、今年度予算と同額の49億円しか要求しませんでした。対象人数(大学院生を含む)は約3.3万人、学生一人当たりの平均は14万8千円であり、各大学で要した経費の2分の1以内を補助することとされています。これに対し国立大学に関しては、「授業料免除枠の充実」として前年度比35億円増の260億円を要求しています。対象人数を学部・修士課程で約7千人増やし約4万3千人に、博士後期課程は前年度と同じで約6千人とする計画を明示し、学生一人当たりの平均額は国立大学の授業料標準額を上回る60万5千円となっています。

対象学生数が学生総数に占める割合で比較すると、私立大学は約1.6%であるのに対して、国立大学は8.6%に達します。私立大学に学ぶ学生も、国立大学に学ぶ学生も同じ大学生、同じ国民であり、私立大学生がこのような不当な差別のもとに放置され続ける正当な根拠は一切ありません。我が国の高等教育は学校数で約82%、学生数で約75%を私立大学・短期大学が占めており、高等教育への進学機会の確保を担っているのは私立大学・短期大学です。文科省の「授業料減免等への支援」に関する2012年度予算の概算要求は、この不当な格差をさらに広げるものとなっており、きわめて重大な問題です。

また、東日本大震災により被災した学生を対象とする授業料減免事業支援においては、私立大学への補助は第1次補正予算で34億円(約4700人分)が措置され、2012年度概算要求でも「復旧・復興対策経費」枠で47億円(約7200人分)の計81億円(約11900人分)が計上されています。補助率も2分の1から3分の2へと改善され、一人当たりの平均額は約39万円です。一方、国立大学は第1次補正予算・来年度要求で計26億円(約2900人分)、一人当たりの平均額は約60万円です。対象学生数の比率は実際の学生数に見合ったものとなっていますが、学生一人当たりの平均額では依然として大きな格差があります。このことは、対象学生数を把握しておきながらも、授業料減免事業支援においては意図的に私立・国立の格差を拡大させようとしているものと断じざるを得ません。

私たちは私大生への不当な差別に強く抗議するとともに、被災した学生への支援においては一人当たりの平均額の是正を、通常の支援においては抜本的な是正を要求します。

3. 給付型奨学金の創設要望を評価し、その実現を強く求めます

文科省は2012年度予算の概算要求において、「新たな奨学金制度の創設」として大学生への給付型奨学金制度の創設を初めて予算要望しました。すなわち、大学生について「無利子の奨学金貸与のみでは修学が困難な者に対しては、給付型の奨学金を支給する大学等修学支援奨学金事業を創設する」として、147億円(2万1千人分、1人当たりで約70万円)を要望しています。給付型奨学金の創設は、私たちが一貫して要求してきた施策であり、国民の願いに合致するものです。

我が国には国際基準からすれば「奨学金 (grant)」と呼ぶに値するものはなく、すべて貸与制の「融資 (loan)」といえます。したがって、奨学金を受給 (借り受け) すれば学生は多大な借金を背負って社会に出るほかなく、近年の雇用・賃金をめぐる困難な情勢のなかでは返済したくても返済できない状況に置かれています。東日本大震災後、政府は第1次補正予算で無利子奨学金を4700人分増額しましたが、7月までに奨学金受給が決定したのは1317人に留まっています(「奨学金の会」調べ)。この事実を見ても、被災した学生は受給自体も敬遠していることが明らかです。今こそ給付型奨学金を創設しなければ、教育の機会均等は奪われていく一方です。

文科省のこの要求は、「日本再生重点化措置」枠での要望となっています。政府・与党会議が、この要望に背を向けることは許されません。私たちは、政府が憲法・教育基本法が規定する教育の機会均等の保障を重視し、従来の受益者負担主義を改めて、日本の若者が将来への明るい見通しをもって学業に専念できるよう、給付型奨学金の実現を強く要求するものです。

以 上